

令和6年度 花巻市農作業労賃標準額表

この表はあくまで「目安」です。地域の実態に合わせて委託者と受託者で十分話し合いのうえ料金を決めてください。

○人力作業（臨時雇用賃金） [単位:円]

作業区分	単位	標準額	1時間当	超過1時間当	摘要	
水田作業	1日(8時間)	7,200	900	1,125	「超過額」とは、1日8時間を超えて働いた時の1時間当たりの金額 転作田の畑作業も含む	
畑作業	果樹	剪定	1日(8時間)	1,375		1,720
		摘果・袋掛・収穫	1日(8時間)	7,200		900
	畑一般	1日(8時間)	7,200	900		1,125
オペレーター	1日(8時間)	11,800	1,475	1,850		

○機械作業（農作業受委託料金） [単位:円]

作業種別	機械種別等	単位	標準額	内消費税額(10%)	摘要							
耕起	ロータリー耕	10a当	5,060	460	隅処理は含まない。							
	プラウ	10a当	5,390	490								
	砕土	10a当	5,060	460								
	粗耕起	10a当	4,070	370					スタブルカルチ1回がけ			
	心土破碎	10a当	2,860	260					サブソイラ等（標準5m間隔）クロスは3割増し			
代かき 荒代別	ロータリー耕	10a当	6,050	550	田植え可能な状態							
		10a当	7,590	690	荒かき後、日を改めて代かきをする。							
くろ塗り	畦ぬり機	10m当	550	50	片面							
田植	育苗（稚苗）	1箱	792	72	ハウス渡し、中苗は実勢価格とする。							
	田植機	10a当	6,270	570	薬剤は実費加算							
	側条田植機	10a当	7,260	660	薬剤・肥料は実費加算							
	直播機	10a当	5,830	530	種子は実費加算							
溝切り	溝切り機	10m当	110	10	中干し用							
刈取及び 運搬	バインダー	10a当	7,150	650	刈取りのみ、ヒモ実費加算							
	コンバイン	稲	10a当	18,150	1,650	わら結束機10%加算、ヒモ実費加算、隅刈りは含まない。						
		麦	10a当	12,210	1,110							
		大豆	10a当	13,860	1,260							
	籾運搬	コンバイン袋	1袋	110	10							
バラ		10a当	2,310	210	フレキシブルコンテナバッグ等は実費加算							
脱穀	ハーベスター	10a当	8,800	800	生脱穀は30%加算							
乾燥 調製 梱包	もみ乾燥	玄米30kg	右のとおり	水分	18%未満	18~23%	23~28%	28%以上				
				金額	440	539	660	880				
				内消費税	40	49	60	80				
	調製・梱包	玄米30kg	484	44	袋代は実費加算							
	調製・色選・梱包	玄米30kg	814	74	袋代は実費加算、色選作業を一連で行う場合							
色選	色彩選別	玄米30kg	385	35	運賃別途加算							
草刈	刈払機	1時間	2,200	200	歩行型草刈機を含む。							
農薬 肥料 散布	動力散布機	10a当	1,430	130	ドローン・ハイクリブーム等を含む 機材、規模等によって相対調整 薬剤費実費							
	ブロードキャスター	10a当	880	80	同一圃場で2回：1,056円 3回：1,276円							
	マニュアルスプレッター	1t	3,300	300	1t基準・圃場積込、運搬別途加算							
牧草作業	刈取	10a当	2,200	200	ディスクモアー							
	反転	10a当	1,100	100								
	集草	10a当	1,430	130								
	梱包	1梱	165	15	ミニロール(90cm以下)							
	ロールベ イラー	90cm	1梱	1,100	100	・稲わら作業にも準用 しますが、ほ場条件 (区画・排水)等によ り調整してください。 ・梱包、ラッピングに ついては重量や巻数に より調整してくださ い。						
		100cm	1梱	1,650	150							
		120cm	1梱	2,200	200							
	ラッピング	90cm	1梱	1,100	100	ラップフィルム二重巻 き 資材代は別途						
		100cm	1梱	1,650	150							
120cm		1梱	2,200	200								

◆留意事項◆

- この表は、主に個人が請け負う作業を前提として設定したものです。また、燃料費の高騰等により作業の実態に標準額が合わなくなった場合には、当事者間で話し合いのうえ、料金を決めてください。
- 人力作業の「標準額」の適用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
なお、適用期間中に岩手県最低賃金が改定された場合は、「標準額」を最低賃金以上の額としてください。
- 機械作業の「標準額」は以下のとおりです。
 - 30a区画を基準とした金額です。圃場条件等異なる場合は双方協議のうえ決めてください。
 - 機材運搬等、移動経費を必要とする場合は双方協議のうえ加算してください。
 - オペレーター1人(補助員は含まない)を含む金額です。